

～お客さまへ「確かな安心を、いつまでも」お届けするために～

外貨建保険の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2017年8月2日から、「米ドル建・一時払養老保険」＜5年ごと利差配当付一時払特別養老保険（指定通貨建）＞、8月1日から、「外貨建・エブリバディプラス」＜5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）＞を発売します。

国内の低金利環境が継続するなか、米国や豪州との金利差に着目し、外貨で運用することにより、お客さまの資産形成ニーズにお応えしていきます。

「米ドル建・一時払養老保険」＜5年ごと利差配当付一時払特別養老保険（指定通貨建）＞

本商品は、まとまった円資金を一括でお払い込みいただき、米ドル建てで10年間運用することにより資産を育てる一時払養老保険です。当社のMYライフプランアドバイザー（営業職員）を通じてご加入いただけます。

米ドル建一時払養老保険

5年ごと利差配当付一時払特別養老保険（指定通貨建）

【主な特徴】

- ・満期保険金額等のご契約日に確定
- ・魅力的な満期受取率を実現

「外貨建・エブリバディプラス」＜5年ごと利差配当付利率変動型一時払特別終身保険（指定通貨建）＞

本商品は、現在ご好評いただいている円建一時払終身保険「エブリバディ」をベースとした外貨建て（米ドル・豪ドル）の一時払終身保険です。当社の提携金融機関を通じてご加入いただけます。



【主な特徴】

- ・死亡保険金額は5年経過後に増額
- ・外貨での運用成果を、円で自動的に確保可能

今後も引き続き、お客さまへ「確かな安心を、いつまでも」お届けするために、「お客さま志向の商品」の充実に取り組んでまいります。

以上

1. 「米ドル建・一時払養老保険」について

1. 特徴

1 満期保険金額等は米ドル建てでご契約日に確定します

満期保険金額・(災害)死亡保険金額および解約返戻金額は米ドル建てでご契約日に確定します。新契約時に適用する予定利率は月1回(毎月1日)設定します(保険期間中の予定利率の変更はありません)。

2 魅力的な満期受取率(米ドル建)を実現しました

保険期間中の死亡保険金額・解約返戻金額を基本保険金額^(注1)までに抑えることにより、魅力的な満期受取率を実現しています。

予定利率	満期受取率例 ^(注2)		
	40歳男性	50歳男性	60歳男性
1.5%	107.6%	107.6%	107.8%
2.0%	113.5%	113.7%	114.1%
2.5%	119.8%	120.1%	120.8%

(注1) 一時払保険料は円でお支払いいただき、受領日における当社所定の為替レートで米ドルに換算した金額を基本保険金額とします

(注2) 基本保険金額(米ドル)に対する満期保険金額(米ドル)の割合

3 満期後、最長10年すえ置きが可能です

満期後最長10年間、米ドル建てですえ置くことができます。

4 保険金等は米ドルまたは円でお受け取りいただけます

保険金等のお受取りは、米ドル・円いずれか選択可能です。円で受け取る場合、その時点の当社所定の為替レートで円に換算します。

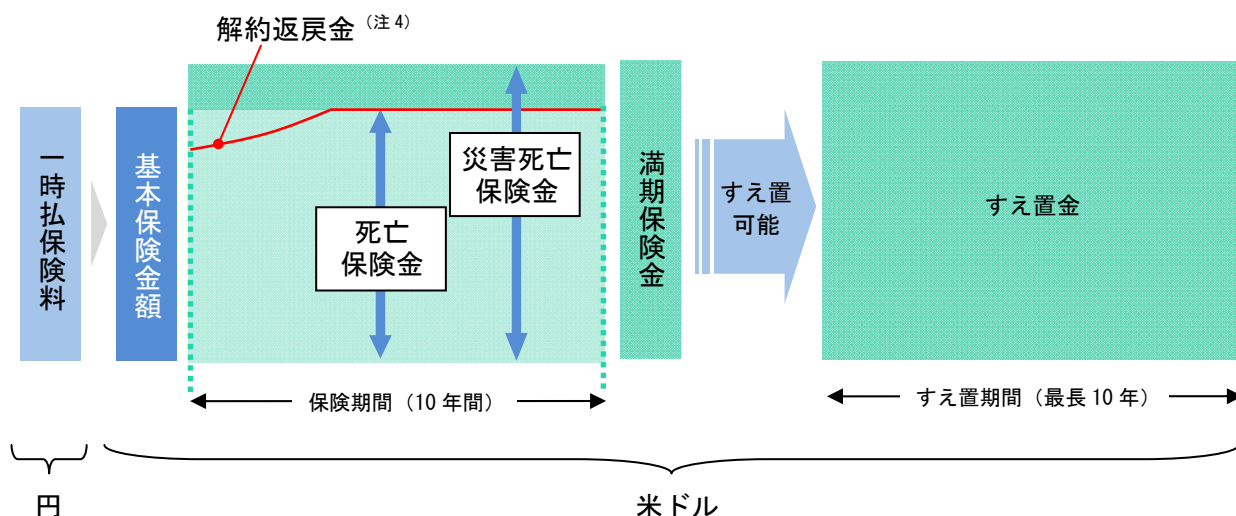
5 ご加入後も充実のアフターフォローをお届けします

MYライフプランアドバイザーによる対面のアフターフォロー^(注3)に加え、ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」にご登録いただくことで、ご契約内容の照会や一部お手続き、書類の請求ができます。コミュニケーションセンターでは、当社所定の為替レートの照会や各種お手続きを受け付けます。

(注3) 解約のお手続きはご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」・コミュニケーションセンターをご利用ください

2. しくみ

(1) しくみ図



(注4) 解約返戻金額は死亡保険金額を上限とします

(2) 保障内容 (注5)

種類	支払事由	保険金額 (注6)	受取人
満期 保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	満期保険金 受取人
災害 死亡保険金	被保険者が不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	満期保険金額 と同額	死亡保険金 受取人
	被保険者が特定感染症により死亡したとき		
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	基本保険金額	死亡保険金 受取人

(注5) 高度障害状態の保障はありません

(注6) お申し出により円で受け取ることもできます

3. 主な取扱い

(1) 指定通貨

米ドル

(2) 契約年齢範囲

契約者	20～85歳 (満年齢)
被保険者	0～85歳 (満年齢)

(3) 保険期間

10年

(4) 保険料払込方法

一時払のみ

(5) 一時払保険料の範囲と単位

一時払保険料は円によるお払い込みのみ取り扱いいます

契約年齢	最低一時払保険料	最高一時払保険料	単位
0～15歳	100万円	1,000万円	10万円
16～19歳		5,000万円	
20～85歳		1億円	

(6) 保険金額例 (注7) (注8)

基本保険金額 100,000 米ドル、予定利率 2.0%の場合

契約年齢	男性		女性	
	死亡保険金額	災害死亡保険金額 満期保険金額	死亡保険金額	災害死亡保険金額 満期保険金額
40歳	100,000 米ドル	113,500 米ドル (113.5%)	100,000 米ドル	113,500 米ドル (113.5%)
50歳	100,000 米ドル	113,700 米ドル (113.7%)	100,000 米ドル	113,600 米ドル (113.6%)
60歳	100,000 米ドル	114,100 米ドル (114.1%)	100,000 米ドル	113,700 米ドル (113.7%)
70歳	100,000 米ドル	115,500 米ドル (115.5%)	100,000 米ドル	114,300 米ドル (114.3%)

(注7) 保険金額等は1米ドル未満を切り捨て表示しています

(注8) 災害死亡保険金額・満期保険金額の下段カッコ内は基本保険金額(米ドル)に対する災害死亡保険金額・満期保険金額(米ドル)の割合

4. 為替リスクについて

この商品は外貨建保険のため、為替リスクがあります。

例えば、契約後の為替レートの変動により、保険金や返戻金をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額が、円で払い込まれた一時払保険料やご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額、返戻金額を下回り、損失が生じる場合がありますので、ご注意ください。

2. 「外貨建・エブリバディプラス」について

1. 特徴

1 死亡保険金額は契約日から5年経過後に増額します

死亡保険金額は契約日から5年経過後（第2保険期間開始日）に増額します。
また、予定利率計算基準日（契約日から10年経過後等）における予定利率が最低保証予定利率（0.5%）を上回る場合は、さらに「死亡保険金額」が増額します。
なお、新契約時に適用する予定利率は月2回（毎月1日・16日）設定します。

2 外貨での運用成果を円で自動的に確保できます

外貨での運用成果が、解約返戻金に反映され、指定通貨または円で受取ることができます。
また、判定基準金額に対する解約返戻金額の円換算額の割合が、あらかじめ指定した目標値へ到達した場合、自動的に円建ての終身保険に移行します。

3 医師等による診査や健康状態の告知は不要です

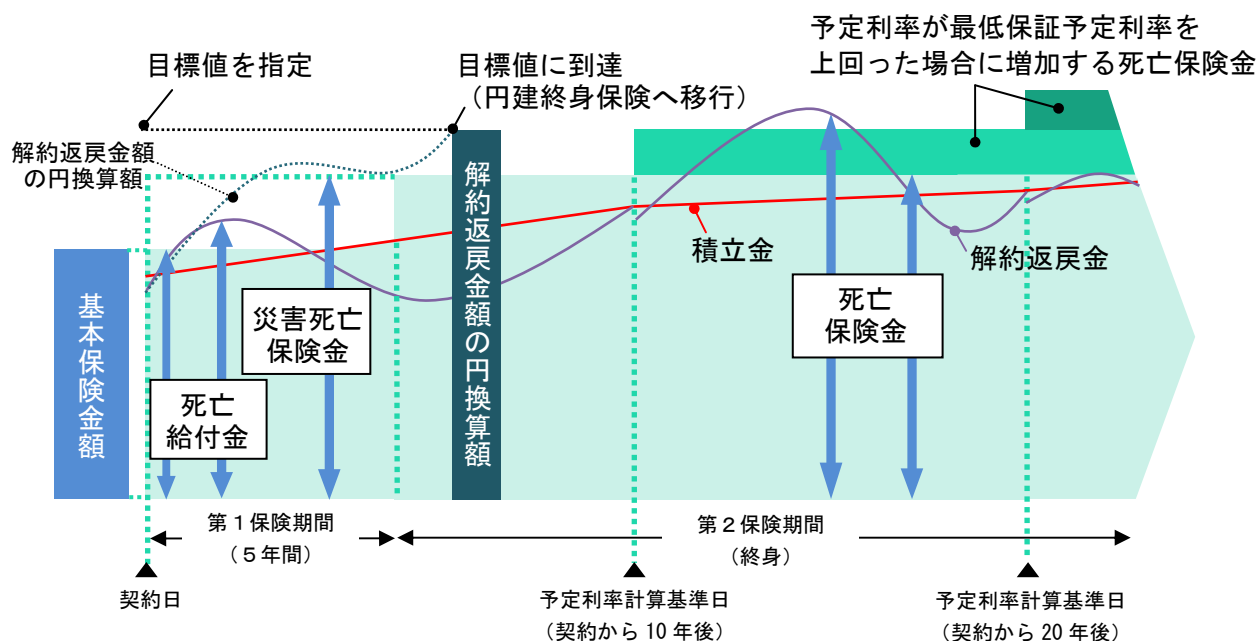
職業告知のみでご加入いただけます。

4 ご加入後も充実のアフターフォロー

ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」にご登録いただくことで、ご契約内容の照会や一部お手続き、書類の請求ができます。コミュニケーションセンターでは、当社所定の為替レートの照会や各種お手続きを受け付けます。

2. しくみ

(1) しくみ図 (被保険者の契約年齢 75 歳以下の場合)



(2) 保障内容 (注9)

種類	支払事由	支払金額 (注11)	受取人
災害死亡保険金 (第1保険期間 ^(注10))	被保険者が第1保険期間中に不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額 ^(注12) ・被保険者が死亡した日の返戻金額	死亡 保険金 受取人
	被保険者が、第1保険期間中に特定感染症により死亡したとき		
死亡給付金 (第1保険期間 ^(注10))	被保険者が第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日の積立金相当額 ・被保険者が死亡した日の返戻金額	
死亡保険金 (第2保険期間 ^(注10))	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき計算される金額 ^(注12) (注13) ・被保険者が死亡した日の返戻金額	

- (注 9) 高度障害状態の保障はありません
- (注 10) 「第 1 保険期間」は、契約日から起算した 5 年間。「第 2 保険期間」は、第 1 保険期間の満了日の翌日から終身
- (注 11) お申し出により、円で受け取ることもできます
- (注 12) 指定通貨、契約日における予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります
- (注 13) 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回っている場合は増額します。予定利率計算基準日とは、契約日から 10 年ごとの年単位の契約応当日をいいます（被保険者の契約年齢が 76 歳から 85 歳の場合、10 年後のみ）

3. 主な取扱い

(1) 指定通貨

米ドル、豪ドル

(2) 契約年齢範囲 (注 14)

契約者	20～85 歳（満年齢）
被保険者	20～85 歳（満年齢）

(注 14) 市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります

(3) 保険期間

終身

(4) 保険料払込方法

一時払のみ

(5) 一時払保険料の範囲と単位

一時払保険料は指定通貨、または円でお払い込みいただけます

	最低一時払保険料	最高一時払保険料	単位
指定通貨で 入金する場合	1 万通貨単位	3 億円相当額	1,000 通貨単位
円で入金する場合	100 万円	3 億円	10 万円

(6) 円建終身保険移行特則の目標値

ア. 目標値の指定

目標値は、判定基準金額 (注 15) に対する解約返戻金額の円換算額の割合をいい、以下より指定できます（目標値は移行日の前日まで指定・変更することができます）

・ 105%、110%～200%（10%単位）

イ. 目標値への到達状況の判定

契約日から1年後の契約応当日以後、毎営業日に当社が判定し、目標値に達した場合、その到達した日の翌日（移行日）に自動的に円建終身保険へ移行します

（注15）一時払保険料を、受領日における当社所定の為替レートで円換算した金額（円で払い込まれた場合は一時払保険料）です

（7）死亡保険金額等・解約返戻金額例（豪ドルの場合）（注16）（注17）（注18）（注19）

一時払保険料（基本保険金額）100,000豪ドル、予定利率3.0%の場合

（男性の例）

契約年齢	死亡保険金額等		解約返戻金額	
	死亡給付金額	災害死亡保険金額、死亡保険金額	契約日から5年経過時点	契約日から10年経過時点
40歳	100,000豪ドル	132,020豪ドル	106,332豪ドル (106.3%)	122,150豪ドル (122.2%)
50歳	100,000豪ドル	128,700豪ドル	106,302豪ドル (106.3%)	121,850豪ドル (121.9%)
60歳	100,000豪ドル	125,480豪ドル	106,243豪ドル (106.2%)	121,270豪ドル (121.3%)
70歳	100,000豪ドル	122,200豪ドル	106,135豪ドル (106.1%)	120,010豪ドル (120.0%)

（女性の例）

契約年齢	死亡保険金額等		解約返戻金額	
	死亡給付金額	災害死亡保険金額、死亡保険金額	契約日から5年経過時点	契約日から10年経過時点
40歳	100,000豪ドル	134,370豪ドル	106,371豪ドル (106.4%)	122,300豪ドル (122.3%)
50歳	100,000豪ドル	130,960豪ドル	106,361豪ドル (106.4%)	122,160豪ドル (122.2%)
60歳	100,000豪ドル	127,630豪ドル	106,322豪ドル (106.3%)	121,880豪ドル (121.9%)
70歳	100,000豪ドル	124,260豪ドル	106,243豪ドル (106.2%)	121,120豪ドル (121.1%)

（注16）死亡給付金額は基本保険金額を、災害死亡保険金額および死亡保険金額は基本保険金額に基づき計算される金額を表示。保険金額等は1豪ドル未満を切り捨て表示しています

（注17）解約返戻金額は、解約計算日に定める利率が契約時の予定利率と同水準である場合の試算額を表示しています

（注18）解約返戻金額の下段カッコ内は基本保険金額（豪ドル）に対する解約返戻金額（豪ドル）の割合です

（注19）契約日から5年経過時点および10年経過時点の解約返戻金額は、それぞれ各契約応当日の前日時点の金額を表示しています

4. 主なリスクについて

(1) 為替リスク

この商品は外貨建保険のため為替リスクがあります。

例えば、ご契約後の為替レートの変動により、死亡保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の当社所定の為替レートにより円換算した一時払保険料（円で払い込まれた場合は、円で入金した金額）や死亡保険金額等を下回り、損失が生じる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 金利リスク

この商品は市場金利の変動によるリスクがあります。

解約・減額時には、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行なうため、返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じる場合がありますので、ご注意ください。

このニュースリリースは商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品発売以降、商品パンフレット等でご確認ください。